

ドローンロボット技術サービス産業創出補助金のご案内

公益財団法人名古屋産業振興公社では、名古屋市内（以下、市内）の中小企業者^{※1}が、市内に所在する事業所においてドローンを活用して、また操縦者の育成や施設の点検・調査に対し経費の一部を補助することにより、ドローンの実装およびドローン技術を活用した新たなサービスの創出を支援します。

補助制度の概要

区分	補助対象経費（補助金の交付の対象となる経費）	補助率	補助限度額
① ドローン操縦者育成事業	「一等又は二等無人航空機操縦士」(国家資格無人航空機操縦者技能証明)を受けるための受講料及び受験料(学科・実地試験、身体検査)、証明書交付手数料 ※インストラクター、散布技能など上記以外の技能受講料及び経費は対象外です。	補助対象経費の 3/4	1人当たり 30万円
② ドローン民間施設点検事業	(1) 事前調査費 (2) 周辺住民に対する説明・周知に要する費用 (3) 操縦者及び補助者人件費(日当) (4) 点検・調査のためのドローン飛行申請手続費用 (5) 調査報告書作成費 (6) 保険料 (7) その他民間事業者の事業所の点検・調査を実施するに当たり必要となる費用	補助対象経費の 3/4	1棟当たり 50万円

※1 本補助金における中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者。ただし、中小企業者には会社のみが該当し個人を含まないものとします。

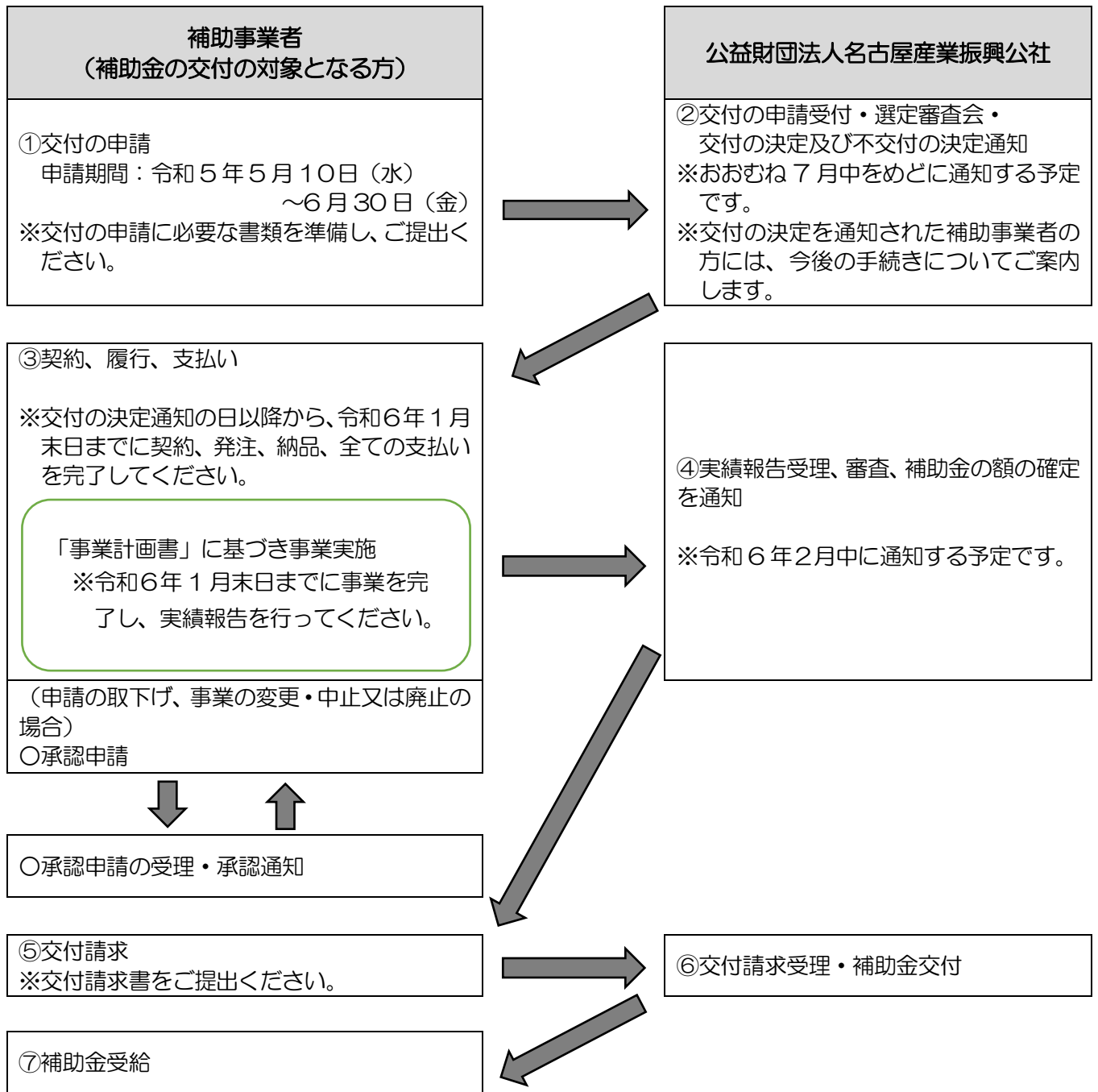
注意事項

- この補助金は、交付決定の通知日以後に契約し、令和6年1月末日までに履行するものであり、かつ令和6年1月末日までに全ての支払いが完了することが条件で、この条件を満たしていない場合は対象なりません。
- 補助金の交付を受けるには、補助事業の完了後～令和6年1月末日までに実績報告をする必要があります。なお、補助金の交付の時期は令和6年2月以降の予定です。
- ご不明な点がございましたら下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先：公益財団法人名古屋産業振興公社 産業連携推進部産業連携推進課

TEL：052-890-3832

手続きの流れ



受付期間

令和5年5月10日(水)～令和5年6月30日(金)

申請方法

提出書類をご準備いただき、①又は②の方法でご申請ください。

①提出書類をPDFファイルにして下記の申請受付メールアドレスまで送信

②提出書類を下記の申請受付郵送先まで郵送

申請受付

メールアドレス drone@nipc.or.jp

郵送先 〒454-0012

名古屋市中川区尾頭橋四丁目13-7

公益財団法人名古屋産業振興公社 産業連携推進部

産業連携推進課 「ドローン補助金申請」

お問い合わせ

公益財団法人名古屋産業振興公社 産業連携推進部

産業連携推進課 「ドローン補助金申請」係

住所 名古屋市中川区尾頭橋四丁目13-7

電話 052-890-3832

ホームページ <https://www.nipc.or.jp/placia/teikyo/drone.html>